

## 恩納村「サンゴの村宣言」SDGsプロジェクト推進業務委託仕様書

### 1. 件名

恩納村「サンゴの村宣言」SDGsプロジェクト推進業務

### 2. 事業目的

本村は、令和元年度SDGs未来都市（自治体SDGsモデル事業）<sup>※1</sup>に選定され、国の支援を受け自治体SDGsモデル事業による地方創生の実現によって、持続可能なむらづくりを目指している。

本事業においては、サンゴのむらづくりに向けた行動計画<sup>※2</sup>における各施策の再整理を行うとともに、全体戦略の策定及び行政機能の強化、地域住民の意識啓発、多様な関係者の連携等のマネジメント仕組み構築などについて検討し、SDGs未来都市の先導的モデル確立に向けたアクションプランについて検討する。

また、恩納村SDGs未来都市計画<sup>※3</sup>に沿って、「環境、社会、経済」の3側面を統合的に発展させる核となる機能（サステナビリティ・ハブ）についても合わせて検討し、SDGsを原動力とした地方創生の実現に向けた先駆的モデルの確立と普及展開等を行い、2030年のあるべき姿の実現に向けて、恩納村SDGs未来都市計画に定めた3つの目標を達成し、恩納村における自立的好循環を創出する。

※1、SDGs未来都市（自治体SDGsモデル事業）\_\_別紙1参照

※2、サンゴのむらづくりに向けた行動計画※2\_\_別紙2参照

※3、恩納村SDGs未来都市計画※3\_\_別紙3参照

### 3. 事業内容

(1) 戦略策定（基礎調査、文献調査、資料作成、検討委員会実施等）

(ア) 基礎調査

- ① 「サンゴのむらづくりに向けた行動計画」及び関係事業の再整理
- ② 各事業の進捗状況及び成果と課題について
- ③ SDGsモデル都市のあり姿の設定（マスタープランとの連動）

(イ) 検討委員会運営に関する企画、資料作成、運営補助等

- ① 検討委員会運営計画作成補助
- ② 検討に向けた資料作成補助
- ③ 検討内容とりまとめ及び全体戦略作成

- (2) 全体マネジメント（関係者調整、勉強会等による周知、合意形成等）
  - (ア) 事業内容周知及び理解促進と合意形成
    - ① 事業説明会・勉強会等の開催
    - ② イベント等での周知
  - (イ) 村内各セクションの横断的な連携による事業効果の最大化
    - ① 庁内 SDGs プロジェクトチーム（仮）を対象としたセミナー・ワークショップ等の開催
  - (ウ) OIST、村内各団体、企業等の連携による、地域課題解決に資する持続可能なビジネスモデル等の検討
- (3) 普及啓発等（SDGs 推進に向けたセミナー、勉強会等による普及啓発など）
  - (ア) SDGs 及び「サンゴのむらづくりに向けた行動計画」等の理解促進と合意形成
    - ① 村民の積極的な参加促進に向けたセミナー・勉強会等の実施
    - ② パンフレット等の配布による周知拡大
- (4) 統合的な発展に向けたサステナビリティ・ハブ整備計画の策定
  - (ア) 役割、基本機能、方向性等の検討に関する基礎調査
  - (イ) 事務局機能の検討（組織体制、専任人材確保・育成等）
  - (ウ) 運営財源の検討（法定外税、補助金等の検討）
  - (エ) 実施運営計画の策定
  - (オ) 改修計画（ハード、内装等）の検討とビジュアルイメージ作成
  - (カ) 検討委員会の企画、運営等
  - (キ) 関係者への周知及び合意形成など

#### 4. 業務を実施するに当たっての留意事項

- (1) SDGs 未来都市（自治体 SDGs モデル事業）への対応
  - 本事業の実施にあたっては、SDGs 未来都市（自治体 SDGs モデル事業）の趣旨にもとづき、恩納村 SDGs 未来都市計画に定めた考え方に沿って、各施策の検討を行うものとする。
  - また、恩納村第5次総合計画等への反映を前提に、各事業の整合性を考慮し、全体戦略の策定を行うこと。
- (2) 多様な関係者への理解促進と普及啓発について

SDGsの基本的考え方等を含め、地域住民や地元企業、団体との幅広い関係者の理解促進に努めるとともに、本事業の趣旨や2030年のあるべき姿及び事業実施の意義等について普及啓発を行う。

## 5. 成果品

(1) 本業務の成果品として、下記のことを提出する。

- ① SDGsによる「サンゴの村宣言」推進プロジェクト\_\_報告書  
..... 20部
- ② 上記の①の電子データ ..... 一式

## 6. その他

- (1) 事業の実施内容については、本村担当者と十分な打合せを行い、事業の進捗状況を逐次報告すること。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は本村担当者と綿密な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、調査、分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査等を実施するものとする。
- (3) 再委託等（外注を含む）を行う場合には、事前に本村の承認を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- (5) 本事業の対象となる経費は、次のとおり。
  - ① 人件費（謝金を含む。）
  - ② 事業費（調査旅費、印刷費（検討会及びセミナーの配布資料、「事業報告書」作成費を含む。）、通信運搬費、補助職員人費、その他事業実施にあたり特に直接必要と認められる経費）
  - ③ 再委託費
  - ④ 一般管理費（人件費＋事業費の10%以内）
  - ⑤ 消費税及び地方消費税
- (7) 本仕様書に明記されていない事項及び詳細、または契約書に記載無き事項については、本村担当者と協議すること。
- (8) 本事業の実施に際し、実施方法等について本村担当者と協議の上、調整すること。
- (9) その他、本業務において疑義が生じた場合については、本村担当者と協議を行うこと。

## 7. 履行期限

令和2年3月31日

8. 本村担当者

沖縄県恩納村企画課企画係 當山

TEL : 098-966-1201 (直通)